

「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード」		本学の取組み状況
基本原則「1. 自律性の確保」		
	会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。	
◎遵守原則1-1		
	会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。 考え方： 私立大学の建学の精神並びにその教育研究の目的は、本質的に多様である。会員法人においては、私立大学の多様性、自主性及び独立性を確保するため、教育研究目的を明確に示したうえで、社会に存在する多様なステークホルダーに自らのあり方への理解を得るために努力する必要がある。	【遵守】 大学ウェブサイト上の法政大学憲章、ミッション・ビジョン、理念・目的、教育目標・各種方針に掲げ、教育研究目的を対外的に明示している。またとりわけ教育研究目的の背景となる「法政大学憲章」は、多様な方法で広報、発信し、広く社会に存在するステークホルダーに対して理解を得る取組をおこなっている。また、これらは2019年度に受審した認証評価においても評価を得ている。
○重点事項1-1		
	会員法人は、事業に関する中期的な計画(以下「中長期計画」という)等の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。 考え方： 会員法人は、現状のガバナンス体制を自己点検しながら、ガバナンス機能の向上を目指す必要がある。その手段の中心となるものは、中長期計画の策定である。ガバナンス機能の向上は、会員法人のさらなる発展に欠かすことのできないものであり、常により高いレベルを目指し続ける必要がある。	【遵守】 本学では2014年度から長期ビジョンHOSEI2030の策定に取り組み、2016年4月にはビジョンをとりまとめ、2016年度にはアクション・プランを策定した。長期ビジョンとアクション・プランに基づき2017年度には第一期中期経営計画(2018～2021年度)を策定し、2018年度から実行を開始した。その後、計画の実行状況について毎年度点検・評価を実施している。2020年度には第一期中期経営計画3年間(2018～2020年度)に関する総括評価を実施し、2021年度には新たな役員体制のもとで、第一期中期経営計画の最終評価を実施した上で、第二期中期経営計画(2022～2025年度)を策定している。
●実施項目1-1		
	① 中長期計画の策定に当たり、教学関連及び経営関連項目ごとに素案の策定主体、計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。	中期経営計画に策定にあたり、常務理事会の下に第二期中期経営計画委員会を設置した。原案作成の段階から学部長会議をはじめとした学内の各種会議体、評議員会での意見聴取スケジュールを定め、最終的に理事会において決定した。
	② 中長期計画の策定に際し、直前の中長期計画及び他の計画との関連性を明らかにする。	第二期計画の策定にあたり、第一期計画3年間の総括を踏まえ、長期ビジョンHOSEI2030の実現に向けた課題の整理を行い、第一期計画の最終評価をしたうえで第二期計画を策定した。また、単年度の事業(予算)計画についても中期経営計画を踏まえて策定している。
	③ 中長期計画に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。	いずれの事項も長期ビジョンHOSEI2030に掲げる重要事項で、第一期計画及び第二期計画における重要な取組施策としている。
	④ 中長期計画において、理事長をはじめ政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込む。	第一期計画において、法人ガバナンス強化の一環として役員研修会を計画し、2021年度に3回実施した。第二期計画においても、役員に期待される役割・責務を適切に果たすために必要な知識の修得を目的として定期的な研修の実施を計画している。
	⑤ 中長期計画の内容について、その適法性、倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても識別、評価する。	中期経営計画には進捗管理を定めており、毎年度取り組みの点検結果を理事会に報告することとしている。また、第二期計画策定にあたっては第二期中期経営計画委員会に常勤監事が出席し、適法性のみならず妥当性や合目的性の視点から適宜コメントをしている。事業実施上のリスクについては、事業評価の仕組みを構築済みである。
	⑥ 中長期計画の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。	長期ビジョンHOSEI2030に掲げる財政構造改革に基づき、中長期の資金計画、収支計画については別途策定しており、中期経営計画の策定に際しては当該財政計画を踏まえて策定している。
	⑦ 中長期計画において、実施スケジュールを含む具体のアクションプランを明確にする。	第一期計画の最終評価において、具体の取組施策(アクション・プラン)が多岐にわたった反省を踏まえ、第二期計画においては、その実現のためのアクション・プランを「4か年取組施策」として構造化・明確化し、毎年度進捗管理を行い、点検結果を理事会に報告することを定めている。
	⑧ 中長期計画に係る策定管理者(政策管理者)と執行管理者を明確にする。	長期ビジョンHOSEI2030は総長のリーダーシップと常務理事、副学長の責任の下で策定された。第二期中期経営計画策定にあたっては、常務理事会の下に第二期中期経営計画委員会を設置し、常務理事、副学長が計画の策定と執行に責任を持つことを明確にしている。
	⑨ 中長期計画の最終決定は、十分な説明、資料に基づき、会議体等の合議により行う。	第二期計画の策定にあたっては、学部長会議をはじめとした学内各種会議体で意見を聞き、そのうえで評議員会の意見聴取を経て、理事会において決定している。
	⑩ 中長期計画において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中長期計画進捗管理を行う。	第二期計画においては、取組施策を明示したうえで達成目標を明確化し、設定可能な数値目標を設定し、毎年度進捗管理を行っていく。
	⑪ 中長期計画の内容、進捗管理方法について、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。	中期経営計画の内容及びその進捗管理状況は、学部長会議等の学内の各種会議体を通して構成員に説明し、理解の深化を図る。また、事務局においては中期経営計画を部課目標にブレイクダウンし理解の深化とともに、施策の推進を図っていく。
	⑫ 外部環境の変化等により、中長期計画の変更が必要となった場合、速やかに修正を行える体制を構築する。	中期経営計画は、毎年度点検作業を行う仕組みになっており、これまでも実際に内部・外部環境の変化により必要に応じて修正をおこなっている。第二期計画においても取組施策ごとに担当理事を定め、毎年度進捗管理実施する。
	⑬ 中長期計画の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公表する。	第二期計画3年目には今期理事会としての総括評価を実施し次期理事会に引き継ぎ、次期理事会において第二期計画の最終評価を実施し、学内外に公表する。

「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード」		本学の取り組み状況
基本原則「2. 公共性の確保」		
	会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。	
◎遵守原則2-1		
	会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。 考え方： わが国における高等教育機関として、私立大学が担ってきた役割は非常に大きい。時代や社会環境の変化によって、求められる人材像も変化しているが、私立大学は、多様な教育研究活動を通じた人材育成により、社会情勢の急速な変化に対応することを可能としてきた。	【遵守】 2014年度以降、長期ビジョンHOSEI2030策定の一環として、大学のミッション・ビジョン・理念目的、教育目標・各種方針を見直し、それらの支柱となり、本学の社会との約束と位置づけられる法政大学憲章を2016年に制定した。これらは2019年度に受審した認証評価においても評価を得ている。今後も建学の精神に基づき、法政大学憲章に掲げる「自由を生き抜く実践知」を体現している学生を輩出・育成していく。
○重点事項2-1		
	会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成(大学教育)を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。 考え方： 時代や社会環境の変化に応じて求められる人材像が変化するように、会員法人が目指す人材育成(大学教育)の方法も、不変のものではない。常により高いレベルを目指す教育方法等の改善・向上は、会員法人のさらなる発展に欠かすことができない。教育研究の改善サイクルを確立し、有効に機能させることは、会員法人の自主性・自律性の確保に必要である。	【遵守】 教育の質向上に向けて、従来から教学組織・事務組織とも毎年度の自己点検・評価活動を組織的に展開している。また、2018年度には全学の組織的な教育の質保証体制の確立を目的として、全学質保証会議を設置した。これらの取り組みは2019年度に受審した認証評価においても評価を得ている。近年では多種多様な学びのニーズ、社会的ニーズに応えつつ、また15学部を有する総合大学としてのメリットを最大限に活かすべく、学部間協働による学部の枠組みを超えたサティフィケートプログラムや全学部生が参加可能な課題解決型のフィールドワークを開発し、広く学生の参加を可能としている。
●実施項目2-1		
	① 学校法人及び当該学校法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、学校法人及び大学、学部・学科、研究科等の毎会計年度ごとの事業計画(以下「事業計画」という)、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。	長期ビジョンHOSEI2030の実現に向けた中期経営計画に基づき、毎年度事業計画を策定し、これに必要な予算編成を行っている。事業計画書と予算書及び事業報告書と決算書は大学ホームページにおいて公開している。
	② 達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。	ミッション・ビジョン、理念・目的、教育目標・各種方針は、毎年度常務理事会、理事会において取り組みの現状を踏まえて見直しを行い、学部長会議を始めとした学内各種会議体において周知するとともに、大学ホームページにおいて公開している。
	③ 学校法人の中長期計画や事業計画、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源(ヒト、モノ、カネ)が、効率的な配分となり、著しく非効率なものとならないよう、経営資源の配分に係る基本方針を明確にする。	毎年度、事業計画の策定及び予算編成にあたり基本的方針と計画を明確にし、向こう10年間で展望した事業活動収支の中長期試算を踏まえて作業を行っている。
	④ 「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。	毎年度、各学部において教育目標、3つのポリシー及びアセスメント・ポリシーの点検を行い、3つのポリシー、シラバスの確認等に基づく自己点検・評価が実施されている。
	⑤ 「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。	毎年度、入学センターと各学部において入試結果のデータ分析の結果に基づいた懇談を実施し、各学部においてアドミッション・ポリシーの点検と実質化に取り組んでいる。大学院入試についても、大学全体の方針と整合している各研究科のアドミッション・ポリシーに基づいて適切に選抜を行っている。
	⑥ 自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果やアンケート調査等を含むIR(インスティテューショナル・リサーチ)活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。	大学評価室においてIRシステムを構築し、分析情報はいつでも閲覧可能な状態になっており、各学部の自己点検活動に活用されている。また、学部、研究科の特色ある教育活動は自己点検懇談会で公開され、他学部、研究科においても活用されている。
	⑦ リカレント教育の諸施策について、その方針、計画を明確化する。	HOSEI2030アクションプラン「社会人学び直し」において本学ならではの社会人学び直しを検討し、いくつかのパイロットプログラムの実施を経て、リカレント教育・オフィスを設置した。
	⑧ 留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。	2014年度に大学のグローバル化のために法政大学グローバルポリシーを制定し、同ポリシーを実現するためにグローバル化戦略を定め、学内において共有している。留学生の受け入れ、派遣の方針、日本語教育のあり方等もこれに含まれる。各年度の点検と改善はグローバル戦略本部会議において協議のうえ全学でグローバル化に取り組んでいる。

「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード」		本学の取組み状況
◎遵守原則2-2		
<p>会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。</p> <p>考え方： 常に変化し続ける社会の多様な要請に応じるには、現在行っている教育研究活動をそのまま継続するだけでなく、社会課題への対応策を見出す中で、私立大学の教育研究活動を発展させ、社会に貢献する必要がある。</p>	<p>【遵守】「法政大学憲章」ならびに大学の理念・目的、教育目標・各種方針、ミッション・ビジョン、長期ビジョンHOSEI2030において、大学の社会的役割、社会貢献の目標などについて明記している。</p> <p>また、研究活動を通じた産学連携を促進し、社会への還元を図るための組織として「リエゾン・オフィス」を設置するとともに、2019年度からは「社会連携教育センター」を設置している。</p> <p>第二期計画では、SDGsの達成やカーボンニュートラル実現に向けた取組を重点的に取組む。</p>	
○重点事項2-2		
<p>会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。</p> <p>考え方： 社会の要請に応えるため、大学と社会・地域を結ぶ形は様々である。これらの活動を支え、推進するためには、基礎となる組織を整え、環境を整備していくことが不可欠である。会員法人の特性を活かす、基礎となる組織があり、多様な手段を講じてこそ、私立大学としての公共性が確保できる</p>	<p>【遵守】各キャンパスに「ボランティアセンター」を設置し、地域貢献、社会貢献を進めている。また産学連携と研究の社会への還元を目的として「リエゾンオフィス」を設置している。多摩キャンパスには「多摩地域交流センター」を設置し、多摩地域と特色ある交流を促進している。</p> <p>「社会人学び直し」は長期ビジョンHOSEI2030アクションプランの1つに掲げてパイロットプログラムを実施しながら社会人学び直しの仕組みづくりに取り組み、2021年度にリカレント教育オフィスを設置した。</p>	
●実施項目2-2		
① 社会・地域貢献に係る学内方針を検討し、策定する。	「理念・目的・各種方針」に「社会連携・社会貢献に関する方針」を掲げており、毎年常務理事会、理事会で見直しを図りつつ、学部長会議等の場で学内共有を図っている。	2019年度から「社会連携教育センター」を設置し、学外からの窓口を一本化するとともに、学内情報の発信を進めている。
② 社会・地域との連携を支援する体制または仕組みを整備する。	各キャンパスに「ボランティアセンター」を置き、小金井キャンパスには「リエゾンオフィス」を、多摩キャンパスには「多摩地域交流センター」を設置している。また、2019年度からは社会、地域との連携の窓口及び事業の発信を目的に「社会連携教育センター」を設置している。	
③ 組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。	ボランティアセンター、多摩地域交流センターにおいては必要な規程を定め、またセンター長を置く等必要な体制を構築し、PDCAサイクルを回している。	
④ 公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。	関連機関、各部局(学部等)において機動的に公開講座を実施している。課題解決型のプログラムは各学部等とともに総長室付教学企画室等で課題解決型地域連携プログラムを実施している。	<p>■[法政大学について]→[情報公開]→[修学上の情報]→[公開講座の実施状況]</p> <p>https://www.hosei.ac.jp/application/files/4516/2440/9153/2-f-5-2_1.pdf</p>
⑤ 社会・地域貢献に係る学内の自主的な取組みを把握し、全学的な取組みとして展開する。	社会連携活動の全学の集約は総務部(庶務課)において毎年実施している。また、社会連携教育センターは外部からの窓口となるとともに、各所で実施されるプログラムを対外的に発信している。	
⑥ 自治体等の行政機関や企業との対話、信頼関係の醸成に努める。	学部・研究所・事務部局等の多様な主体が多くの自治体や企業と協定をはじめとした連携・協働関係を築いている。組織的な取り組み事例として社会連携教育センターの「地方共創プログラム」や総長室付教学企画室の「陸前高田市とSDGsワークショップ」等がある。	

「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード」		本学の取り組み状況
基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」		
	会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。	
◎遵守原則3-1		
	会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。	<p>【遵守】「法政大学経営倫理綱領」を制定し、「大学構成員全体、とりわけ役員や評議員の自主的責任倫理の自覚がまず何よりも必要であり、それと同時に、真に教育研究機関の名にふさわしい公正かつ責任ある大学運営を手続き的に保証するための制度と規範」の明確化を図っている。それとともに本法人が有する情報を積極的に公開し、その制度の見直しも行うことにより、社会に対して理解と信頼を得るために説明責任を果たしている。</p> <p>■法政大学経営倫理綱領 https://www.hosei.ac.jp/documents/gaiyo/johokokai/governance/1-13-1.pdf</p>
○重点事項3-1		
	会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。	<p>【遵守】「学校法人法政大学寄附行為」を変更し、監事機能の強化、牽制機能の強化を図り、理事の業務の執行状況を監査しうる体制も整備し、それにより透明性を確保し、社会からの理解と信頼を確保するための対応を行った。</p> <p>■学校法人法政大学寄附行為 https://www.hosei.ac.jp/application/files/5915/8527/5193/1-12_20.pdf</p>
●実施項目3-1		
	①『私立大学の明日の発展のためにー監事監査ガイドラインー(私大連 監事会議)』を参考に、監事監査基準(監事監査規程)、監事監査計画や監査報告書を策定する。	監事監査ガイドライン(私大連)および監事監査規程に基づき、毎年度、監事監査計画書及び監事監査報告書を策定している。
	②『私立大学の明日の発展のためにー監事監査ガイドラインー(私大連 監事会議)』を参考に、監事監査マニュアル、監事監査調書や監事監査チェックリストの策定に努める。	監事監査ガイドライン(私大連)を参考に、監事監査マニュアル(予定表、事前質問・確認事項依頼書等)や監事監査調書(実施報告)の策定を行っている。
	③ 常勤・常任監事の登用、または常勤・常任監事がいる状況と同様の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。	2021年4月より常勤監事を設置した。
	④ 監事が評議員会、理事会において、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。 また、経営に関する重要な会議等についても出席し、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。	現行の理事会運営において、監事が意見を陳述する機会を設けている。 また、2021年度より、「監事監査規程」において監事の「その他重要会議」への出席を規定し、常勤監事が常務理事会、予算編成委員会、学部長会議等に出席して積極的に意見を陳述する機会を設けている。
	⑤ 監事監査に必要な資料の提供、説明等、十分な情報提供を行う。	毎月1～2回開催する監事連絡会に監査室職員が出席し、監事監査に必要な資料の提供、説明等を行い、十分な情報提供を行っている。また、監事による理事ヒアリング、学部長ヒアリング、部局ヒアリング等を実施し、監事監査に必要な情報提供を行っている。
	⑥ 監事間の連携の深化を図るべく、必要に応じて監事会を開催する。	監事連絡会を毎月1～2回開催し、監事間の連携の深化を図っている。
	⑦ 監事と会計監査人、内部監査室等とが協議する場を設定する。	年に3回程度、監事、監査法人、監査室3者による協議・意見交換の場を設定している。
	⑧ 監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	文科省、私大連及び監査法人主催の研修に参加し、充実を図っている。また、今期理事会より、理事会勉強会を開催し、監事も出席している。
	⑨ 監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準の明確化または監事指名委員会を設置するなどの方法によって監事を選任する。	<p>2020年4月の改正私立学校法の施行に併せて「学校法人法政大学寄附行為」を変更し、監事機能の強化に関連し、牽制機能が発揮される選任方法として、監事を選任にあたっては、監事の独立性を確保し、かつ利益相反を適切に防止することができる者を選任すると規定した。</p> <p>選考にあたっては、「監事の責務を理解し、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況を監査するにふさわしい者を本法人の監事に推薦することを目的」とする「監事選出規則」に基づき、監事選考委員会が選考し、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。</p> <p>■[法政大学について]→[情報公開]→[本法人に関する情報]→[寄附行為] https://www.hosei.ac.jp/application/files/6916/4239/4755/kifu_2201.pdf ■[法政大学について]→[情報公開]→[本法人に関する情報]→[内部統制の整備状況] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/naibutousei/</p>
	⑩ 監事監査の継続性を担保すべく、監事を選任時期について留意する。	<p>2017年4月1日付で「学校法人法政大学寄附行為」を改正施行し、そのなかで監事機能の強化の観点から監事の人数を3名から4名に、任期も4年とした。また、監事の継続性の確保を図る観点から、任期満了時期を分散し、2年毎に半数である2名が任期満了となるようにした。</p> <p>■[法政大学について]→[情報公開]→[本法人に関する情報]→[寄附行為] https://www.hosei.ac.jp/application/files/6916/4239/4755/kifu_2201.pdf</p>

「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード」	本学の取組み状況
◎遵守原則3-2	
<p>会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。</p>	<p>【遵守】役員や管理的地位にある者が遵守すべき大綱、教職員が遵守すべき大綱からなる「法政大学経営倫理綱領」を制定し、周知徹底を図っている。監査室による内部監査等の内部統制システムを構築し、機能させている。加えて、ハラスメントの防止、情報セキュリティ、個人情報の保護、研究倫理、内部通報者の保護等について規程や体制の整備を行い、これらのリスクを発生させない周知、発生した場合にリスクを低減させるための対応等を行っている。</p>
○重点事項3-2	
<p>会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。</p>	<p>【遵守】監査室による内部監査等の内部統制システムを構築し、機能させている。加えて、ハラスメントの防止、情報セキュリティ、個人情報の保護、研究倫理、内部通報者の保護等について規程や体制の整備を行い、これらのリスクを発生させない周知、発生した場合にリスクを低減させるための対応等を行っている。</p>
●実施項目3-2	
<p>① 法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役員等に周知徹底する。</p>	<p>「法政大学経営倫理綱領」を制定し、役員及び構成員に周知徹底している。また、2020年4月1日施行の改正民法については、2019年秋に部課長会において、本学顧問弁護士（法務省法制審議会民法（債権関係）部会幹事として民法改正に携わった）の講演を受け、役員等の理解と深化を図った。</p>
<p>② 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会及び監事に対して定期的に報告がなされる体制を整備する。</p>	<p>理事会の事務局である総務部から報告を行っている。また、2022年度より総務部総務課の事務分掌に「コンプライアンスの推進に関すること」を加え、さらに体制を明確化する。</p>
<p>③ 学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開する。</p>	<p>「法政大学経営倫理綱領」を制定し、役員及び構成員に周知徹底するとともに、コンプライアンス違反が疑われる事案については、常務理事会に報告し、必要に応じて外部の専門家や教職員等による調査委員会を設置し、事実関係の調査等を行っている。また、訴訟が提起されたとき、懲戒処分にかかる事案については、理事会で報告、審議がなされている。</p>
<p>④ 理事等が、事業内容ごとに信用・ブランドの毀損その他のリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを適正に評価する。</p>	<p>各部局による日常的な情報収集やモニタリングをはじめ、監査室による内部監査等の内部統制システムを構築し機能させている。加えて、ハラスメントの防止、情報セキュリティ、個人情報の保護、研究倫理、内部通報者の保護等について規程や体制の整備を行い、これらのリスクを発生させないことを徹底するとともに、発生した場合にリスクを最低限にするための対応等を行っている。さらに2021年度は理事会勉強会として、「役員に求められるコンプライアンスとリスク管理について」、「役員に求められる組織内のハラスメント対応について」の外部の弁護士による講演と意見交換を行った。なお、リスクの内容、学外への公表を伴う場合には、危機管理広報コンサルタントからの意見を参考にしながら対応を検討している。</p>
<p>⑤ 不正または誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、各担当者の権限及び職責を明確にするなど、各担当者が権限及び職責の範囲において適切に職務を遂行していく体制を整備する。その際、職務を複数の者の間で適切に分担または分離させることに留意する。</p>	<p>（⑥と同じ）「学校法人法政大学寄附行為」や理事会が定める「学校法人法政大学事務規程」、「学校法人法政大学事務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づき、組織、職制、各部局の分掌、各職位の責任と権限が定められ、理事会、常務理事会、理事長、担当理事、統括本部長、事務部局長、課長、主任において決裁し、業務を執行している。このように法人における意思決定は、規程で明確に定められた手続・権限に基づき行われている。特に、各事務部局から企画・立案された理事会や常務理事会、理事長によって決定される実施案については、総務部等により予め手続の適否の形式審査が行われ、適切性の確保を図っている。</p> <p>■【法政大学について】→【情報公開】→【本法人に関する情報】→【内部統制の整備状況】 https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/naibutousei/</p>
<p>⑥ 職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる、あるいは不正または誤謬等が発生するといった事態が生じないよう、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。</p>	<p>（⑤と同じ）「学校法人法政大学寄附行為」や理事会が定める「学校法人法政大学事務規程」、「学校法人法政大学事務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づき、組織、職制、各部局の分掌、各職位の責任と権限が定められ、理事会、常務理事会、理事長、担当理事、統括本部長、事務部局長、課長、主任において決裁し、業務を執行している。このように法人における意思決定は、規程で明確に定められた手続・権限に基づき行われている。特に、各事務部局から企画・立案された理事会や常務理事会、理事長によって決定される実施案については、総務部等により予め手続の適否の形式審査が行われ、適切性の確保を図っている。</p> <p>■【法政大学について】→【情報公開】→【本法人に関する情報】→【内部統制の整備状況】 https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/naibutousei/</p>
<p>⑦ 内部監査室あるいはこれに相当する業務を担当する部署等を設置するなど、内部チェック機能を高める。</p>	<p>総長の直属組織として「監査室」を置き、同室が内部監査等を担当し、内部チェック機能を高めている。</p>
<p>⑧ 内部監査基準または内部監査ガイドライン等の内部監査に関する諸規程を整備し、内部統制体制を確立する。</p>	<p>「内部監査規程」「内部監査実施要領」を制定し、内部統制体制を確立している。</p>
<p>⑨ 相互牽制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等による三様監査体制を確立する。</p>	<p>監事、監査法人及び監査室による協議、意見交換の場を設け、相互牽制機能が有効に働くような三様監査の体制を確立している。</p>
<p>⑩ 学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務担当理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。</p>	<p>会計監査人による「理事者ディスカッション」を開催している。</p>
<p>⑪ 理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを確保する体制を整備する。</p>	<p>分野に応じて複数の弁護士と顧問契約を締結し、適時かつ適切に相談する体制を構築している。また、本法人のコンプライアンスに関わる事項については、外部の弁護士に協力を求められるよう総務部において調整を行っている。</p>
<p>⑫ 教職員等が違法または不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、（消費者庁の「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（平成28年12月9日）等を参考にして）内部通報に係る体制を整備する。</p>	<p>消費者庁ガイドライン及び文科省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、「内部通報者の保護等に関する規程」「公的研究補助金等に係る不正に関する通報制度運用規程」「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を制定し、監査室及び学外弁護士を窓口として、通報に係る体制を整備している。</p>

「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード」	本学の取り組み状況
◎遵守原則3-3	
<p>会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。</p>	<p>【遵守】2019年度に受審した認証評価において、「教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表しており、社会に対する説明責任を果たしているといえる。」と評価されている。また、2020年4月に「学校法人法政大学情報公開規程」を一部改正し、公開する情報の項目を整理するとともに、公開する情報の内容を規程で定める方法から、幅広いステークホルダーに必要な情報を精査し、毎年度決定する方法に改め、柔軟に対応することができるようにした。学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成22年文部科学省令第15号)に基づき、教育、研究に関する情報を大学情報公開のページに公開している。</p>
○重点事項3-3-1	
<p>会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度整備をさらに進める。</p>	<p>【遵守】学校法人法政大学は、保有する情報(法人文書)を積極的に公開することによって、本学の公共性や社会的責任を明確にすることを目的として、2009年12月に「学校法人法政大学情報公開規程」を制定し、同規程に基づき、「法政大学が積極的に公開する情報」について、各年度4月、5月、6月の3回に分けてホームページに公開している。</p>
○重点事項3-3-2	
<p>会員法人は、情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。</p>	<p>【遵守】2020年4月に「学校法人法政大学情報公開規程」を一部改正し、公開する情報の項目を整理するとともに、公開する情報の内容を規定で定める方法から、幅広いステークホルダーに必要な情報を精査し、毎年度決定する方法に改め、柔軟に対応することができるようにした。</p>
●実施項目3-3-1	
<p>① いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように開示するかなどを規定した情報公開基準またはガイドライン等の諸規程を整備する。</p>	<p>保有する情報(法人文書)を積極的に公開することによって、本学の公共性や社会的責任を明確にすることを目的として、2009年12月に「学校法人法政大学情報公開規程」を制定し、同規程に基づく情報開示請求制度について申請方法をホームページに公表している。</p> <p>■[法政大学について]→[情報公開]→[情報開示請求] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/jyohokajji/</p>
<p>② 公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時、正確に開示することのできる体制またはシステムを整備する。</p>	<p>保有する情報(法人文書)を積極的に公開することによって、本学の公共性や社会的責任を明確にすることを目的として、2009年12月に「学校法人法政大学情報公開規程」を制定し、同規程に基づき、「法政大学が積極的に公開する情報」について、各年度4月、5月、6月の3回に分けてホームページに公開している。</p> <p>■[法政大学について]→[情報公開] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/</p>
<p>③ 法令に定められた財務書類等を適切に公開する。</p>	<p>予算、決算関係の書類について、評議員会の議決を受け速やかに大学ホームページに公開している。</p>
<p>④ 中長期計画、事業計画との連関に留意した事業報告書の作成を通じてその進捗状況を公表する。</p>	<p>中期経営計画及びその点検結果は毎年大学ホームページに公開している。また、事業報告書は事業計画書に基づき進捗、点検内容を大学ホームページに公表している。</p>
<p>⑤ 認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果等、学外からの評価結果等を公表する。</p>	<p>認証評価の結果、あるいは外部評価や設置計画履行状況等調査結果等について、大学ホームページに公表している。また、認証評価の結果は大学基準協会に、設置計画履行状況等調査結果は文部科学省のホームページでも公表されている。</p> <p>[法政大学について]→[大学評価] https://www.hosei.ac.jp/hosei/hyoka/ ■[法政大学について]→[情報公開]→[教育研究上の基本的な情報]→[学部・研究科の名称及び教育研究上の目的]→[学部等の設置認可申請書・届出等] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/basic/ninka_shinsei/</p>
<p>⑥ 学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報を公開する。</p>	<p>学校法人の決算書の注記に、学校法人の出資による会社に係る事項(取引状況等)を記載している。また、2021年度の事業報告書においても子会社、関連会社の情報を掲載していく予定である。学校法人の出資による会社については、会社法の定めにより、官報に決算公告を掲載している。</p>
<p>⑦ 公表した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。</p>	<p>「学校法人法政大学情報公開規程」の定めにより、「本法人はその諸活動について、その保有する情報の公開に関する施策の充実に努める」としている。2020年4月に「学校法人法政大学情報公開規程」を一部改正し、公開する情報の項目を整理するとともに、公開する情報の内容を規定で定める方法から、幅広いステークホルダーに必要な情報を精査し、毎年度決定する方法に改め、柔軟に対応することができるようにした。</p> <p>■[法政大学について]→[情報公開] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/ ■[法政大学について]→[情報公開]→[情報開示請求] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/jyohokajji/</p>

「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード」	本学の取り組み状況
●実施項目3-3-2	
① 公開する情報の包括性、体系的、継続性、一貫性及び更新性に留意する。	<p>「法政大学が積極的に公表する情報」については、毎年度1月に総務部から各部局に更新を依頼し、4月、5月、6月の3回に分けて更新可能な情報から順次ホームページで公表している。</p> <p>■[法政大学について]→[情報公開] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/</p>
② 公開した情報へのアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図る。	<p>((②と同じ)2020年3月にホームページのリニューアルに伴ってアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図った。また併せて、2020年4月に「学校法人法政大学情報公開規程」を一部改正し、公開する情報の項目を整理するとともに、公開する情報の内容を規定で定める方法から、幅広いステークホルダーに必要な情報を精査し、毎年度決定する方法に改め、柔軟に対応することができるようにした。</p> <p>■[法政大学について]→[情報公開] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/ ■[法政大学について]→[情報公開]→[情報開示請求] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/jyohokaiji/</p>
③ 情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。	<p>((④と同じ)ステークホルダーにとって重要度と必要性が高いと考えられる公開情報について、優先的に対応している。例えば「事業報告書」の財務の概要において、グラフや図表を活用し、理解しやすさに留意している。</p> <p>■[法政大学について]→[情報公開]→[本法人に関する情報] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/</p>
④ とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を公表する。	<p>((③と同じ)ステークホルダーにとって重要度と必要性が高いと考えられる公開情報について、優先的に対応している。例えば「事業報告書」の財務の概要において、グラフや図表を活用し、理解しやすさに留意している。</p> <p>■[法政大学について]→[情報公開]→[本法人に関する情報] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/</p>
⑤ 中長期計画並びに事業計画との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。	<p>長期ビジョンHOSEI2030の進捗状況をHOSEI2030NEWSとして、評議員会に毎回報告している。また、2022年度からの第二期計画の策定においては、私立学校法及び学校法人法政大学寄附行為の定めにより、評議員会の意見聴取を行っている。また、事業報告書においては長期ビジョンHOSEI2030、中期経営計画の進捗状況を掲載し、公式ホームページに公表している。</p>
⑥ 大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。	<p>((②と同じ)2020年3月にホームページのリニューアルに伴ってアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図った。また併せて、2020年4月に「学校法人法政大学情報公開規程」を一部改正し、公開する情報の項目を整理するとともに、公開する情報の内容を規定で定める方法から、幅広いステークホルダーに必要な情報を精査し、毎年度決定する方法に改め、柔軟に対応することができるようにした。</p> <p>■[法政大学について]→[情報公開] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/ ■[法政大学について]→[情報公開]→[情報開示請求] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/jyohokaiji/</p>

「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード」	本学の取り組み状況
<p>基本原則「4. 継続性の確保」</p>	
<p>会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。</p>	
<p>◎遵守原則4-1</p>	
<p>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。</p>	<p>【遵守】2017年に就任した役員から、任期を4年に延長し、かつ役員の増員を行い、本法人のガバナンスを強化し、そのもとで長期ビジョンHOSEI2030の推進、そして教育研究活動や社会貢献のさらなる充実を図っている。</p>
<p>○重点事項4-1</p>	
<p>会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。</p>	<p>【遵守】2020年4月の改正私立学校法の施行に併せて「学校法人法政大学寄附行為」を改正し、理事・理事会機能の実質化、監事機能の強化、評議員会機能の実質化の内容を盛り込んだ。また、監事の牽制機能の実質化をはかるため、2021年度から常勤監事を設置し、日常の業務や理事の業務の執行状況を監査しうる体制を整備した。</p>
<p>●実施項目4-1</p>	
<p>① 政策を策定、管理する責任者(理事長、常務理事、学長をはじめとする理事等)の権限と責任を明確化する。</p>	<p>政策の策定、管理する責任者の権限と責任を明確にするため、学校法人法政大学寄附行為に理事長、理事会の権限を定めている。理事会は毎月1回定例の会議を開催するが、審議・決定事項が多岐・他項目にわたることから、理事の中から常務理事を指名し、常務理事会に権限を委譲して迅速な意思決定ができるようにしている。常務理事は法人の日常業務を分掌し「職務権限規程」に基づき職務執行を行っている。</p> <p>■[法政大学について]→[情報公開]→[本法人に関する情報]→[理事会の責任体制] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/sekini/</p>
<p>② 政策を策定、管理する責任者の選任、解任に係る手続き等を明確化する。</p>	<p>法政大学総長は、学校法人法政大学の理事長であり、本法人が設置する大学の学長とすると「学校法人法政大学寄附行為」に定めており、総長は、「学校法人法政大学総長候補者選挙規則」において選任手続が定められている。理事は「学校法人法政大学理事選出規則」において、監事は「監事選出規則」においてそれぞれ選任手続が定められている。</p> <p>また、解任手続については「学校法人法政大学寄附行為」に定められている。</p> <p>■[法政大学について]→[情報公開]→[本法人に関する情報]→[寄附行為] https://www.hosei.ac.jp/application/files/6916/4239/4755/kifu_2201.pdf</p>
<p>③ 政策を執行する責任者の権限と責任を明確化する。</p>	<p>(⑨と同じ)法人における意思決定は、規程で明確に定められた手続・権限に基づき行われている。個々の事業の実施については、各事務部局が実施案を企画・立案し、最終意思決定機関である理事会が決定している。なお、事業の内容や支出の多寡により権限が委譲されており、「学校法人法政大学寄附行為」や理事会が定める「職務権限規程」等に基づき常務理事会や理事長、担当理事、統括本部長、事務部局長以下において決裁し、業務を執行している。</p> <p>■[法政大学について]→[情報公開]→[本法人に関する情報]→[内部統制の整備状況] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/naibutousei/</p>
<p>④ 理事会、監事及び評議員会等のガバナンス機関において、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働くような仕組みを構築する。</p>	<p>2020年4月の改正私立学校法の施行に併せて「学校法人法政大学寄附行為」を変更し、理事・理事会機能の実質化、監事機能の強化、評議員会機能の実質化を図った。また、監事の牽制機能の実質化をはかるため、2021年度から常勤監事を設置し、日常の業務や理事の業務の執行状況を監査しうる体制を整備した。</p> <p>■[法政大学について]→[情報公開]→[本法人に関する情報]→[寄附行為] https://www.hosei.ac.jp/application/files/6916/4239/4755/kifu_2201.pdf ■[法政大学について]→[情報公開]→[本法人に関する情報]→[内部統制の整備状況] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/naibutousei/</p>
<p>⑤ 理事会及び監事が、理事長や特定の利害関係者から独立して意見を述べられるか、モニタリングに必要な正しい情報を適時、適切に得ているか、理事長、内部監査人等との間で適時、適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか、を定期的にチェックする。</p>	<p>理事会等の運営において、議長(総長)は関係する理事の他、他の理事、監事に対して積極的に意見を求めている。各理事、監事が懸念を持つ点について、理事会で質疑の他、必要に応じて理事会懇談会を開催し、必要な情報が提供され、それに基づき意見交換を行っている。</p> <p>特別な利害関係を有する者については、議事、議決に参加しないようにし、その旨を議事録に記録している。監事のモニタリングについては、定期的に理事長、理事と意見交換を行っている。</p>
<p>⑥ 教学組織と法人組織の役割・権限・責任を明確化する。</p>	<p>理事会は法人の一切の業務執行についての権限を有する機関であり、学部長会議は教学に関する重要事項、各学部に通ずる事項、入学試験に関する事項等を審議する機関である。法政大学総長(理事長)が理事会と学部長会議の両方の議長を務めており、また、教育支援本部担当理事が学部長会議の構成員として出席している。全学的な教学事項の決定に際しては、教学の意向を尊重して決定している。さらに理事会の決定に際しても、学部長会議等の教学組織への報告や意見聴取を適宜行う等、理事会と教学組織の機能の分担を明確にしつつ、連携協力を図っている。</p> <p>■[法政大学について]→[情報公開]→[本法人に関する情報]→[内部統制の整備状況] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/naibutousei/ ■[法政大学について]→[認証評価]→[2019年度認証評価関係資料] https://www.hosei.ac.jp/application/files/9215/8519/6008/ninsyou_kekka2019.pdf.pdf</p>
<p>⑦ 政策を策定、管理する責任者(常務理事等)が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。</p>	<p>常務理事会は週1回開催を原則とし、常務理事会において理事長と常務理事間の意見交換を可能にしている。必要な場合は常務理事会懇談会を開催し、意見交換を行っている。また、電子決裁システム、文書管理システムを構築しており、担当理事は業務執行に際し、過去の情報を逐次検索できるようにしている。事務部局は本部制を導入しており、各本部において定期的に本部会議を開催し、担当理事と部局は政策の策定、管理、執行状況を共有している。</p>
<p>⑧ 経営情報を正確かつ迅速に教職員等に伝達するためのIT環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。</p>	<p>事務部局においては、電子決裁システムや文書管理システムで重要な情報を逐次閲覧できる仕組みを構築している。また、教職員は大学ホームページの「教職員の方へ」から、長期ビジョンHOSEI2030に基づく施策や経営情報にアクセスできる。2022年度からの第二期中期経営計画においては、中期経営計画に関連する事項を部課目標に設定・連関させ、当事者意識を醸成する仕組みを構築することを計画している。</p>

「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード」	本学の取組み状況
⑨ 理事会や常務理事会等の議決事項を明確化する。	<p>(③と同じ)法人における意思決定は、規程で明確に定められた手続・権限に基づき行われている。個々の事業の実施については、各事務部局が実施案を企画・立案し、最終意思決定機関である理事会が決定している。なお、事業の内容や支出の多寡により権限が委譲されており、「学校法人法政大学寄附行為」や理事会が定める「職務権限規程」等に基づき常務理事会や理事長、担当理事、統括本部長、事務部局長以下において決裁し、業務を執行している。</p> <p>■[法政大学について]→[情報公開]→[本法人に関する情報]→[内部統制の整備状況] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/naibutousei/</p>
⑩ 理事会、評議員会の開催に当たり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。	<p>(⑩と同じ)理事会については、タブレットを用いて会議時に会議資料の確認が行えるような仕組みを2014年度から導入し、現在では常に理事会の資料や常務理事会の資料を閲覧・確認できるようになっている。</p> <p>評議員会については、原則2週間前に評議員会の資料を事前送付し、事前質問の受付期間も設け、評議員の議論に資するようにしている。加えて、会場での出席とオンライン会議システムによる出席を併用し、新型コロナウイルス感染症禍であっても評議員会を円滑に開催することができるようにしている。</p>
⑪ 評議員の定数は学校法人の規模を踏まえた数とする。	<p>評議員会は、①学内教職員(1号評議員)23名以上30名以内、②卒業生評議員(2号評議員)23名以上30名以内、③有識者・功労者(3号評議員)で10名以内、④卒業生理事を除く理事(4号評議員)9名以上10名以内からなる。「学校法人法政大学寄附行為」において、予算と借入金、事業計画、寄附行為変更については評議員会の議決事項とし、合併、私立学校法第50条第1項第1号及び第3号に掲げる事由による解散、重要な資産の処分に関する事項については評議員会の承認事項としている。本法人の組織の規模を踏まえれば、適正であると考えられる。</p> <p>■[法政大学について]→[情報公開]→[本法人に関する情報]→[寄附行為] https://www.hosei.ac.jp/application/files/6916/4239/4755/kifu_2201.pdf ■[法政大学について]→[情報公開]→[本法人に関する情報]→[内部統制の整備状況] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/naibutousei/</p>
⑫ 学校法人内外の人材のバランスに考慮しつつ、理事及び評議員等に外部人材(選任時に当該学校法人の役員、教職員でない者*)を積極的に登用(理事、評議員については複数名)する。	<p>評議員会は法人内外のバランスに考慮し、①学内教職員(1号評議員)23名以上30名以内、②卒業生評議員(2号評議員)23名以上30名以内、③有識者・功労者(3号評議員)で10名以内、④卒業生理事を除く理事(4号評議員)9名以上10名以内としている。また、卒業生理事(4名)は、卒業生理事選考委員会による選考により、卒業生評議員から選出される。これにより理事会における業務執行の決定において、卒業生(学外者)の意見が反映される制度となっている。</p> <p>■[法政大学について]→[情報公開]→[本法人に関する情報]→[内部統制の整備状況] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/naibutousei/</p>
⑬ 外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。	<p>(⑩と同じ)理事会については、タブレットを用いて会議時に会議資料の確認が行えるような仕組みを2014年度から導入し、現在では常に理事会の資料や常務理事会の資料を閲覧・確認できるようになっている。</p> <p>評議員会については、原則2週間前に評議員会の資料を事前送付し、事前質問の受付期間も設け、評議員の議論に資するようにしている。加えて、会場での出席とオンライン会議システムによる出席を併用し、新型コロナウイルス感染症禍であっても評議員会を円滑に開催することができるようにしている。</p>
⑭ 理事、評議員及び監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	<p>第一期中期経営計画において、「役員トレーニング」として実施計画が策定され、2021年4月に発足した理事会において、理事会懇談会及び理事会勉強会として「私立学校法や寄附行為一大学の組織・関係法令について」、「役員に求められるコンプライアンスとリスク管理について」、「役員に求められる組織内のハラスメント対応について」を実施した。</p> <p>また、同じく2021年4月に発足した現評議員会において、4月に評議員会懇談会を開催し、担当理事による「私立学校法及び学校法人法政大学寄附行為について」、公認会計士による「学校法人会計について」の講演を行った。</p>

「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード」	本学の取組み状況
◎遵守原則4-2	
<p>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。</p>	<p>【遵守】財政基盤の健全性を確保していくために、長期ビジョンHOSEI2030にて策定した中長期財政指標に基づき財政運営を行い、経営基盤の強化に努めている。</p>
○重点事項4-2-1	
<p>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。</p>	<p>【遵守】学納金以外の収入の多様化については、募金事業における寄付者層ごとのきめ細やかな取組み、経常費補助金における全学的な補助金獲得のための連携強化など、財政基盤確立を図るための施策を進めてきた。第二期中期経営計画においても関連の項目を策定しており、今後も引き続き取組みを進めていく。</p>
○重点事項4-2-2	
<p>会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。</p>	<p>【遵守】「危機管理規程」と「海外危機管理対策規程」を制定し、様々な危機の発生時の対応に関する必要な事項を定めるとともに、大地震を対象とした事業継続計画(2020年度初版)を策定している。また、これまでの情報セキュリティインシデントへの対応を踏まえ、「学校法人法政大学情報セキュリティポリシー」改正し、CSIRT(情報セキュリティインシデント対応チーム)を設置することとした。</p>
●実施項目4-2-1	
<p>①「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。</p>	<p>2019年度に卒業生・後援会連携室に募金課を設置し、募金推進に関する事務体制を整備した。募金事業は学内外の構成員からなる募金委員会で毎年度事業計画を策定し、目標を定めて寄附金事業の強化を図っている。</p>
<p>② 理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。</p>	<p>募金事業を所管する募金委員会は学内外の委員で構成し、理事長のリーダーシップに基づき委員長は常務理事が務めている。また、教職員への意識・理解の深化に向け、副学長の職務として募金担当を定めている。</p>
<p>③「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来(機能別分化、個性化、多様化やグローバル化)に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。</p>	<p>多様な寄付者層に対応できるよう、「リーディング・ユニバーシティ法政募金」では目的別の受け皿を準備している。同募金では個別のテーマ、要請に応じた対応が可能ないようにプロジェクト型募金を実施することも可能としている。また、使途を定めず広く本学への支援を考える方々に対応するため、「HOSEIみらい募金」を開始した。</p>
<p>④ 補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有(学内広報)、研究シーズや成果の情報公開(学外広報)を推進するための体制を整備する。</p>	<p>研究推進と研究支援、研究と社会の接続を目的として研究開発センターを設置し、研究実績・採択実績をホームページで公開している。また、共同研究等の産学連携活動を推進し、技術移転を実施する総合窓口として、小金井キャンパスにリエゾンオフィスを設置している。</p>
<p>⑤ 補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。</p>	<p>研究開発センターにおいて、科研費申請・採択の促進や受託研究推進のための制度を整備し、外部資金獲得のための体制を構築している。</p>
<p>⑥ 社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。</p>	<p>各キャンパスに「ボランティアセンター」を置き、多摩キャンパスに「多摩地域交流センター」、小金井キャンパスに「リエゾンオフィス」を設置している。また、2019年度に「社会連携教育センター」を設置し、社会・地域連携、産学官連携を推進している。また、総長室付教学企画室で千代田区内近接大学の高等教育連携強化コンソーシアム(5大学)等の大学間連携や、近隣高校等を中心とした高大連携を推進している。</p>
<p>⑦ リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。</p>	<p>「資金運用規程」により資金管理運用委員会を設置し、運用商品の格付を定め、運用リスクを考慮した資産運用を行っている。</p>
●実施項目4-2-2	
<p>① 管理運営上、不適切な事案が生じた際には、速やかな公表と再発防止が図られる体制を整備する。</p>	<p>「危機管理規程」と「海外危機管理対策規程」を制定し、様々な危機の未然の防止と発生時の対応に関し、必要な事項を定めている。また、学外に公表すべき事案が発生した際には、危機管理広報コンサルタントからの助言を得て対応している。</p>
<p>② 危機の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知する。</p>	<p>(③④と同じ)大地震発生時の災害対応マニュアルを整備し、大地震を対象とした事業継続計画(2020年度初版)を策定している。新型コロナウイルスの対応については、この間、危機対策本部会議で定めてきた対応方針を体系化し、感染症対応の事業継続計画として取りまとめる作業に着手している。学生向けに、各教室の教卓に「傷病者初期対応マニュアル」を備え付け、各教室内に地震発生直後の初動等の対応を掲示している。</p>
<p>③ 危機の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備する。</p>	<p>(②④と同じ)大地震発生時の災害対応マニュアルを整備し、大地震を対象とした事業継続計画(2020年度初版)を策定している。新型コロナウイルスの対応については、この間、危機対策本部会議で定めてきた対応方針を体系化し、感染症対応の事業継続計画として取りまとめる作業に着手している。学生向けに、各教室の教卓に「傷病者初期対応マニュアル」を備え付け、各教室内に地震発生直後の初動等の対応を掲示している。</p>
<p>④ 危機が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応する。</p>	<p>(②③と同じ)大地震発生時の災害対応マニュアルを整備し、大地震を対象とした事業継続計画(2020年度初版)を策定している。新型コロナウイルスの対応については、この間、危機対策本部会議で定めてきた対応方針を体系化し、感染症対応の事業継続計画として取りまとめる作業に着手している。学生向けに、各教室の教卓に「傷病者初期対応マニュアル」を備え付け、各教室内に地震発生直後の初動等の対応を掲示している。</p>
<p>⑤ 情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。</p>	<p>業務支援、財務、教務、等の情報システムにおいて、職務分掌と職責に応じたアクセス権限を付与し、厳格に運用している。</p>
<p>⑥ 情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。</p>	<p>「学校法人法政大学情報セキュリティポリシー」において、情報セキュリティ体制を定めている。 2021年1月にこれまでの情報セキュリティインシデントへの対応を踏まえ、担当理事への報告、情報セキュリティ実施責任者への再発防止策の報告、復旧にあたっての手続き等を盛り込んだ「学校法人法政大学情報セキュリティポリシー」改正を行った。また併せて同改正においてCSIRT(情報セキュリティインシデント対応チーム)を設置することとした。 ■[法政大学について]→[情報公開]→[本法人に関する情報]→[情報セキュリティポリシー] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/torikumi/security/</p>